

令和6年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時55分

○招 集 年 月 日

令和6年4月24日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和6年4月24日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
 余市町議会副議長 3番 岸本好且
 余市町議会議員 1番 山本正行
 " 2番 尾森加奈恵
 " 4番 佐藤剛司
 " 5番 内海富美子
 " 6番 庄巖龍
 " 7番 中井寿夫
 " 8番 川内谷幸恵
 " 9番 土屋美奈子
 " 10番 伊藤正明
 " 11番 茅根英昭
 " 13番 ジャストミートあたる
 " 14番 大物翔
 " 15番 白川栄美子
 " 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 渡 邊 郁 尚
 総 務 部 長 高 橋 伸 明
 総 務 課 長 越 智 英 章
 財 政 課 長 高 田 幸 樹
 税 務 課 長 成 田 文 明
 民 生 部 長 篠 原 道 憲
 福 祉 課 長 大 平 直 規
 子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
 保 險 課 長 小 黒 雅 文
 環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
 総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
 政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
 農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
 建 設 水 道 部 長 奈 良 論
 建 設 課 長 井 上 健 男
 まちづくり計画課長 二 木 二 郎
 水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
 会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
 農業委員会事務局長 樋 口 正 人
 教育委員会教育長 前 坂 伸 也
 教 育 部 長 浅 野 敏 昭
 学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
 社 会 教 育 課 長 中 島 豊
 選挙管理委員会事務局長
 （併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
書 記 寒 河 江 美 桜
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第 1 号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 2 号 余市町税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 3 号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 5 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 6 号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 10 報告第 2 号 令和 5 年度余市町水道事業会計予算の繰越について

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 6 年余市町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 6 件、報告 2 件、他に議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 5 番、内海議員、議席番号 6 番、庄議員、議席番号 7 番、中井議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 令和 6 年余市町議会第 2 回臨時会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 6 件、報告 2 件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日 1 日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第1号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第2号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第3号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第2号 令和5年度余市町水道事業会計予算の繰越についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元

に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、原田商工観光課長は公務出張のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき、総務産建常任委員会より5月14日から17日までの4日間、徳島県板野町、大阪府豊能町に所管事務調査に関わる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償について行政報告を申し上げます。

本件は、本年1月に余市フィッシャリーナにおいてボートトレーラーのジャッキ部分が破損する事故が発生し、当該ボートトレーラーの損害賠償について関係者と交渉を行い、示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げます。

事故の概要につきましては、令和6年1月18日に行った施設内の除雪作業時において、ロータリー除雪車の操作の際、雪に埋もれていたボートトレーラーの確認が遅れ、ロータリー部分とボート

トレーラーのジャッキ部分が接触し、破損したものでございます。

その後所有者と話し合いを行い、本町が損害賠償金を支払うことにより和解することで合意に至り、令和6年4月9日、地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定について専決処分をいたしたところでございます。

今後におきましては、作業の安全確認の徹底に努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました令和6年1月18日に余市フィッシャリーナ施設内の除雪作業時において、ロータリー除雪車を操作の際、雪に埋もれていたボートトレーラーの確認が遅れ、ロータリー部分がボートトレーラーのジャッキに接触し、一部を破損した事故の損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、船舶所有者と示談に向けての交渉を行い、このたび和解に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月9日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市フィッシャリーナ施設内における除雪作業中の破損事故の損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・、・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、4万2,900円を支払うものとする。

3、事故の概要、（1）、事故の発生日、令和6年1月18日。（2）、事故の発生日、余市郡余市町入舟町1番地1地先。（3）、事故の内容、余市フィッシャリーナ施設内の除雪作業時において、ロータリー除雪車を操作の際、雪に埋もれていたボートトレーラーの確認が遅れ、ロータリー部分が接触し、ボートトレーラーのジャッキを破損したもの。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承することに決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第4、議案第1号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(大平直規君) ただいま上程されました議案第1号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する条例案が令和6年5月27日に施

行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の法別表第2が削られることとなったことから、改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年余市町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回大本の法律が施行されるということでの改正条例だという話でございます。伺いたいのは、まず1つ目としては、この条例を改正することによって余市町が実際に行っているいろいろな手続だとか、そうしたものがどのように変わっていき得るものなのかということを一と伺いたい。これが1点目でございます。もう一点目といたしましては、今回の大本の法律が改正された関係で、年金口座とマイナンバー情報の連結にすることができるようになると。国においては、そういうわけなので、年金を今受け取っている世帯に対して連結しますよと、嫌だったら不同意で返信してくださいというような旨の内容の封書を年金受給世帯全世帯に送るような話は聞いておるのですけれども、これによって本来別に役場が何かするわけではないのだけれども、問合せなどでちょっと窓口が混乱するおそれがあるのではないかなという点を懸念しているのですが、その辺りはどのようにお考えでしょう。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

1つ目のご質問でございますが、改正によりましてこれまで法律で定めていたものが省令で定めることになってございますので、特段これまでと変わらないような事務作業となるものと考えてございます。

2つ目のご質問でございますけれども、今後改正により情報連携がスムーズにいくことになってございますけれども、法律や条例等に基づき適切な対応を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） 1点目については分かりました。

私が心配しているのは、ちょっと2点目のほうだったのですが、結局今後主に年金機構のほうから全世帯にお便りが届くそうなのです。この際に注意しなければいけない点は、マイナンバー自体、番号自体はもう既に全員に付与されている状態なのです。ただ、報道なんかでも結構マイナンバーカードが便利になりますとかマイナンバーカードを使うことによってということばかりがクローズアップされていると。私は、最初カードを持っている方と年金口座の連結の話だけなのかなと思って、ちょっと確認を取ってみたら、そうではありません。カードを持っていない人も対象なのです。とすると、現実の問題として何が起き得るかということ、自分はカードを持っていないからって読まずに捨てたということが起きかねないのです、自分は対象ではないと誤解することによって。知らないうちに連結されてしまうと。本当は封書の中を開ければ同意したくない場合は不同意ですと、また口座を変更したい場合は違う口座にしたいのですということをおそらく送り返せば対応できるのでしょうかけれども、そもそも開けてもらえない可能性がある。すると、知らないうちに連結されてしまうと。すると何が起きるか

という、いつの間にか連結されているのだけでも、何でという問合せが年金機構のほうではなく役場に来てしまう可能性があるのです。となると、よく分からぬうちにごちゃごちゃになってしまって、別に役場が何も悪くないのにそういう対応に時間を割かねばならなくなるおそれが起き得るのではないかなど。とすると、町としてもちょっと予防線張ってあげることと、住民に対してこういうのがいずれ来るから、ちゃんと確認してくださいねというアナウンスをしてあげることで混乱を事前に防ぐという対応が必要になってくるのではないのかなど感ずるのですけれども、それに対して何か対応を考えていらっしゃるでしょうか。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

住民周知が必要な場合には、適切に町の広報ですとかホームページで混乱が起きないように周知してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、議案第2号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5及び日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第2号 余市町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族

1人につき1万円の減税の実施に伴う改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、土地の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第2号 余市町税条例の一部を改正する条例案。

余市町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例の一部を改正する条例。

余市町税条例（昭和37年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、「においては」を「には」に改め、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第3項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであ

り、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則

第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の

個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期

納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収

に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特

別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町

民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年

2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第21項を削り、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3

号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を

同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令

和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、

「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定

による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項及び同項第9号の改正規定並びに附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の余市町税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の余市町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固

定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、一括上程されております議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、都市計画税におきましても固定資産税同様、土地の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を

3年延長する改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項中「令和4年度分及び令和5年度分」

を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に、「附則第7項」を「附則第9項」に改める。

附則第12項及び第13項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第17項中「附則第9項、第10項」を「附則第10項」に改める。

附則第18項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第19項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項におい

て「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 定額減税とそれを実際にやっていく場合の情報周知等々についても伺いたいのですけれども、普通徴収なのか、特別徴収なのか、非課税なのか、あるいは均等割のみ納税世帯なのかなどいろいろなパターンの区分の納税者がいるわけなのです。だから、そうすると自分はどれに該当していて、自分の場合はどういうパターンで減税、賦課徴収が行われていくのかというのをあらかじめお知らせしておかないと、多分7月ぐらいにちょっと混乱するのではないかなというふうに感じるのです。納税切符と一緒にお知らせを入れるものなのか、広報で周知するのは分からないのですけれども、なるべく誤解を生まないように、納税対象の方、減税対象の方が自分が何に該当するのかを分かるようにお知らせしてあげるといったことをやっていく必要があると思うのですけれども、それについては何か検討されてい

るのでしょうか。

○税務課長(成田文明君) 14番、大物議員のご質問に答弁させていただきます。

定額減税に関するご質問でございます。定額減税につきましては、国税でございます所得税のほうとタイアップといいますか、併せて住民税のほうも減税する措置でございますが、具体的に課税される方につきましては、特別徴収については例年6月から翌年の5月までの12か月分で徴収していたところなのですが、定額減税の対象者につきましては1か月遅らせまして、7月からの徴収ということで減税をさせていただきます。それ以外の普通徴収の方は、6月から4回に分けて徴収する中で減税させていただくのですが、そういった中でも、議員おっしゃったように、納付書でのチラシの同封ですとか、そういった部分の周知も考えてございますし、あと来月には国税のほう主催といいますか、主たる説明にはなるのですけれども、説明会の実施というふうに伺っていますので、そういった中でも住民税に対する定額減税のチラシも同封させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番(大物 翔君) 分かりました。そこは、いいように対応していただければと。

もう一つ、これに関わってなのですけれども、均等割のみの世帯とかでありますと、税を引き切れない場合が出てくると。この場合は給付金によって対応するという話だったかと思うのですけれども、ただ6月にならなければ税のデータはたしか確定しなかったと思うので、では実際給付金振り込みますよという作業が随分遅れていってしまう、時間がかかってしまうのではないかなと思うのですけれども、今のところめどとしてはどのぐらいまででそういった方に振込かけれるようにするつもりで準備をしていこうという考えなのでしょうか。

最後伺って終わります。

○**税務課長（成田文明君）** 14番、大物議員の再度のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、均等割のみの方、あと非課税の方、これは定額減税できませんので、調整給付と呼ばれる形で給付されるというふうに向っております。特別徴収は5月中に決定するのですが、普通徴収の場合につきましては例年どおり6月に賦課決定します。そういった中、調整給付に関しましては税のデータを基に給付根拠を求めていくというふうに向っておりますので、現段階でいつというめどは申し上げられませんが、賦課決定、間違いのないように進めながらも迅速に、なるべく早く賦課決定、データをお渡しできるように進めてまいりたいというふうを考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○**議長（藤野博三君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○**議長（藤野博三君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**議長（藤野博三君）** 日程第7、議案第3号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**税務課長（成田文明君）** ただいま上程されました議案第3号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

過疎法等に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置制度のうち、令和6年

3月31日に適用期限が到来するものについて適用期限が3年延長されたことにより、本町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例におきましても所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第3号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年余市町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険税条例につきまして関係部分について令和5年度改正分も含め所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、後期高齢者支援金賦課分の限度額を20万円から24万円に引き上げる改正でございます。また、減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、5割軽減の判定にお

ける被保険者の数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の算定における被保険者の数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げることに改正されたことから、余市町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 即決ということでしたので、ここで議論させていただきます。

本当は去年のうちに2万円の賦課限度額が引き上げられていたけれども、賦課方式を我々変更した関係もあったので、昨年は限度額の引上げは行わずにきたと。そして、今回もさらにそこから2万円限度額が、天井が上がったというわけで、今回まとめて4万円分の賦課限度額を上げますという改正、それと引き続き行われている軽減世帯の幅を広げていこうというもの、そしてこれの背景にあるのは6年後見込まれている都道府県の完全統一化、それに向けての地ならしでもあるという流れの中での今回の改正であるというふうに私は認識をしています。

さて、幾つか伺うのですが、今回の引上げによって新たに超過状態だった人たちが限度額内に収まるわけですが、それは何世帯になるのか。

そして、今回一気に4万円でそうなるけれども、では仮に前回2万円引き上げていたと仮定した場合、さらに今回2万円引き上げますよという状況であったとすれば、超過はどのぐらいになるのか。

そして、去年の春から賦課方式を変更いたしました。4方式をやめて、資産割を廃止し、3方式といたしました。あの条例改正の議論をしていた際に町側のほうからいただいた話では、全体の調定額は下がるのだという中で多分5年度動かしてきたと思うのですけれども、ではこれによって、賦課方式を変えたことによって限度額、現時点で超過になっている人たちも恐らく5年度の負担というのは軽減されていると思うのです、全員ではないかもしれないけれども。では、それによって下がった分と今回上げることによって増える部分というのをぶつけたときに、結局この世帯の2年間で見た場合の納税額というのは増えるものなの

か、変わらないものなのか、あるいは増えるのだけれども、引き続き方式を変える前よりは安い状態に抑えることができるものなのか、その辺の検証というのはどうなっているのかなということと、あと前回は賦課方式を変えたこともあってなのか、限度額の引上げはしませんでした。今回やりますと。だんだんと結局自治体のほうも北海道のほうから強い指導を受けて、全体をならしなさいというふうに引っ張っていかれている状況ですけれども、では今回仮に限度額の引上げをしませんというふうに決めた場合、道のほうから一体どのような制裁を科せられる可能性があるのか、それが国保会計にどういった影響を与える可能性があるのかお答えください。

そして、この先にあるものは6年後の都道府県完全統一でございます。今北海道が進めているやり方でいきますと、恐らく下手をすれば我々は自分たちで国保税の税率を設定できなくなる可能性もあると思うのです、先発している大阪府のように。そうすると、今の道が進めて、今年度からの納付金の計算の仕方だと各地域の医療水準を一切無視して計算をするようになってきているはずなのです。果たしてそういうふうになっていった場合、余市町というのは助かる自治体になるのか、あるいは負担を増やされる自治体になっていくのか、その見通しをどのように見ていらっしゃるかお答えください。

○保険課長（小黒雅文君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の超過の関係でございますけれども、今回6年度に改正をいたしますと、超過世帯については18世帯減少し、限度超過額といたしましては228万円が減るといような見立てでございます。

また、仮に5年度に2万円引上げを行っていた場合でございますけれども、こちらにつきましては超過世帯が13世帯減少して、限度超過額といたしましては123万円減少するといような見立て

ておりました。

2点目の賦課方式の変更等々に伴う影響でございますけれども、こちらにつきましては賦課方式を変更して実際進めておりましたので、その影響といたしますか、そういったものについてはちょっと試算のしようがないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目の今後の賦課方式の変更を行わなかった場合の取扱いでございますけれども、こちらにつきましては、北海道のほうから特に制裁というようなことは受けているような状況ではございません。しかし、国のほうでも賦課限度額というものは毎年部会のほうで検討されて、そのバランス等々も考えて税率、賦課限度額の変更等行っておりまして、それに基づいて北海道のほうも賦課限度額と同額で取扱いをするといような方針を示しております。そういった中で、北海道全体としましては賦課限度額にほぼ市町村そろっているような状況ですので、公平性の観点からそういったものを求められている状況でございますけれども、こういった賦課方式、法令等に伴って変更していかない場合、その分の税金が入ってこないということになりますので、そういった部分積み重なっていきますと、ほかの所得層の方に対しても、条例改正の時期がやはり早まって行って、皆さんに税率改正、税制改正、国保税の改正ということでご負担をかける結果になるかといような心配もしているところでございます。

また、4点目の統一の部分でございますけれども、こちらのほうにつきましては余市町としましては所得が低くて、医療費が高いといった地域でございましたので、一応こういった部分全道で皆さんで助け合うといような制度になっていきますと、その分少し緩和されていくのではないかといような考え方でおります。

○14番（大物 翔君） 世帯数がどうなっていくかは分かりました。

賦課方式変更との兼ね合いはちょっと計算のしようがないよということで、それも了解はいたしました。

賦課限度額を変更しなかった場合のことについてからまず伺いたいのですけれども、大体のまちは限度額いっぱいまでいって、逆に基準どおりにいっていないまちはそう多くはないから、公平上の観点からそろえたほうが良いということになっていくだろうと。また、据置きを続けてしまうと差が開いてしまうものだから、実際にいただく金額も減ってしまって、がばっとどこかで上げなければならなくなることを考えたら、今やるのが適切であるというお話だったかと思います。だったらば、何で去年変えなかったのでしょうか。確かに200万円、300万円のお話かもしれません。だから、賦課方式を変えようが変えまいが賦課限度額については厚生労働省がどんどん、どんどん引き上げていくものだから、国は取れと言っているわけです。私からしたらやめなさいという話なのだけれども、ちゃんと国が金出しなさいという話なのですけれども、だからそれではちょっと逆の論法になってしまうのではないのかなというふうに感ずるのです。もし上げていかなければならないのだというのであれば、時々、厚労省は限度額変えないときもあるのだけれども、大体毎年変えていっています。基本下がることはない。だったら、去年上げなかった2万円分については激変措置かけて、通常の厚労省が言われている限度額の引上げは引上げとしてやっていって、過去に上げなかった分を例えば5,000円ずつ乗せて上げていくとか、そういうような形にしていってほしいのではないかと私は逆に思うのです。所得がいっぱいあるからいいではないかというような論法に一瞬入りかけるのだけれども、それはそうではなくて、そもそも国保会計というのはこの日本の健康保険を払っている加入している人たちの中で一番生活状態が厳しい状況に置かれやすい人が

入ってくる保険会計なのです。だから、所得がある、あるといっても実際はという部分だと思うのです。だから、そういった部分での配慮というのはやはり必要なのではないかと思うのですが、その点いかがですかというのが1つ。

そして最後に、統一化がどうなっていくかというのはまだはっきりせん部分もあるのですが、ただ先発している地域の事例など見ていると、保険税ないし保険料はそのエリアでは一律になるのです。ただ、地域によって医療水準が全く違うのです、特に広大で人口が偏在している一部大都市でないと大型の医療機関がないという北海道の特性を考えると。だから、短期的には我々は助かるかもしれないけれども、その分どこかのまちがしんどい思いしていると。恐らく札幌市や十勝方面など基金を既に持っている場合、あるいは一般会計からの繰入れなどを行って、負担を抑えてきたまちほど今苦境に立たされていると思うのです。それはなぜかといえば、広域化をする際に国に対して六団体が1兆円規模の交付金を出しなさいと言って、でない安定して運営ができないのだというふうに言ったにもかかわらず、実際出しているのは900億円程度なのです。このいびつさの果てが現在の国保の状況であり、その一方で統一しなさいといって引き上げ続ける現状だと思うのです。これ大変理不尽なことだと思うのですけれども、どう考えますか。

○保険課長（小黒雅文君） 14番、大物議員からの再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の法定限度額を引き上げる場合の取扱いに関するご質問でございますけれども、やはり北海道のほうの方針としましても基本的には賦課限度額、法定限度額でやるという方針は示されておりました。その中で、それも負担能力に応じて公平に保険税を負担するという観点から指導を受けているところでございましたけれども、昨年度、5年度における賦課方式の変更、税率改正、

余市町にとりましては大変大規模な改正だったということで、北海道と協議しておりました。そういったところで限度額にしましても13万円上げたという、結果としてそういうような状況でございましたので、そういった部分協議していたところ、1年保留するというところで北海道さんのほうと協議が調っておりましたので、このたび2万円の改正ということを受けまして、また再度協議したところ、やはりこれ以上広がってしまうと今後の改正に影響が出るという部分もございましたので、今回改正させていただくところになったところでございます。

また、2点目の国保制度自体のご質問でございますけれども、やはりこちらのほうにつきましては国民の皆保険の基本となる仕組みでございまして、いろいろ国保の課題もあるということで、平成30年から都道府県化という部分で安定的な財政運営に持っていくために国のほうでも法令改正して、全国的にそういった運びとなっているところでございますので、北海道としましても令和12年に統一保険料というもの目指すということで、安定的な財政運営のために中心的な役割を担っているところでございますので、本町といたしましても適正な役割分担の下で管理者負担の公平性のために北海道の指導、要請に応じて、安定運営といえますか、制度の維持のためにつなげていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） なかなかつらい部分もあるのかなとは思っています。ただ、これだけ物価が上がってきてしまっているものですから、たとえば所得がある方といえども余裕しゃくしゃくではないだろうと。確かに昨年限度額変えないことを決める協議をやってそれから1年待ちますという話だったと。今回も協議をしてみたけれども、ちょっとこれ以上は待てないですという回答になってしまったというのは、それはちょっと北海道さん

って言いたくなるころはあるのだけれども、余市町が悪いわけではないと思うのです。ただ、そうやってやっていくと、やっぱりいびつきが増していくのではないのかなという。結局料金は変わらないのだけれども、そもそもそれを受け入れるサービスがありませんという状態にまちによってはなっていくのです。だから、一番助かるパターンって統一化したときも、病院がないまちとかであんまり人口も多くないまちってなると、結局お金が残っていつてしまう。逆に医療需要がすごく高い地域はどんどん、どんどん使わなければならないから、必要額が膨らんでいくということになってしまうのです。だから、この統一化の流れというのは結局地方、どっちがより大変な思いするかは分からないけれども、恐らく統一化の先にはそれでもやっていけません、地域偏在がひど過ぎますという悪循環を起すだろうと見ていると。だから、もし都道府県化にしゃにむにいくというのであれば、もうちょっと国がお金出ささいというふうに求めていかないと、今度加入者がもたないぞという現象を起すのではないのかなという。だから、その部分については引き続き国に対して社会保障なのだからと。公助ではなくて、社会保障なのだからちゃんとしてくださいということをお願いしていくという姿勢を改めて強く表明していただきたいと思うのですが、最後にどうでしょう。

○保険課長（小黑雅文君） 14番、大物議員からの再度のご質問に答弁申し上げます。

国保制度の維持存続のためのご質問でございますけれども、こちらのほう要望の取組でございまして、北海道国民健康保険団体連合会とかを通じまして、保険者としましても国に対して、やはり北海道の構造的な課題があるという中で、国保財政安定のために国庫負担金の拡充を許可すること等々、今までも要望しておりますし、これからも要望していきたいというふうに考えており

ますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町の4月1日付人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員についても異動が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本臨時会において選任同意の提案を申し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付しております成田文明を固定資産評価員としてご同意いただきたく、提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してご置きます議案を朗読申し上げます。

議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町4丁目32番地1。氏名、成田文明。生年月日、昭和44年7月29日生まれ。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第10、報告第2号 令和5年度余市町水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました報告第2号 令和5年度余市町水道事業会計予算の繰越につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年度配水管整備事業のうち、国の令和5年度補正予算に対応し、令和6年度実施予定の補助事業であった重要給水施設配水管更新工事等の前倒し事業実施分について翌年度に繰り越すものであります。当該事業につきましては、水道事業者において令和5年度中の予算措置と契約締結が求められており、令和6年第1回臨時会において令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)を、第1回定例会において工事請負契約の締結についてそれぞれご審議、ご決定賜ったところでございます。また、当該事業は令和6年度への繰越対応が前提の補助事業であり、国、道の指示に従い翌債承認の申請を行い、承認を受けておりますことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用することといたし、このたび繰越計算書の調製をいたしましたので、同条

第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 令和5年度余市町水道事業会計予算の繰越について。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、余市町水道事業会計の繰越額の使用に関する計算について別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和5年度余市町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額。

第1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水管整備事業、予算計上額3億5,879万8,000円、支払義務発生額2億5,227万8,000円、翌年度繰越額9,120万5,000円、左の財源内訳、国道支出金2,255万5,000円、企業債6,860万円、当年度損益勘定留保資金5万円、不用額1,531万5,000円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額ゼロ円、説明、国の令和5年度補正予算に対応し、事業を前倒しで実施するものであり、事業の年度内執行が困難であるため。

以上、報告第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 令和5年度余市町水道事業会計予算の繰越については、報告のとおり承認されました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 5番 内 海 富美子

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7番 中 井 寿 夫